

改正前

浜松市建築工事電子納品写真作成要領

平成30年 6月
浜松市

改正後

浜松市建築工事電子納品写真作成要領

令和6年版
浜松市

1 適用

「浜松市建築工事電子納品写真作成要領」（以下、「本要領」という）は、浜松市が発注する建築、建築設備工事における写真等の原本を電子媒体で提出する場合の標準仕様を定めたものである。

2 工事写真の基準

建築工事写真については、**営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編・建築設備編**に準拠して電子納品を行う。
土木形式（XML形式）での工事写真提出は原則認めないが、受発注者間の協議により、やむを得ないと判断されたものはこの限りではない。

3 工事写真の仕様

工事写真の標準的な仕様は次表による。

仕様項目	内容	備考
有効画素数	100～300万画素程度	不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。
画像サイズ	1280×960ピクセル～2000×1500ピクセル程度	カメラにより若干の違いがあるため、概ねこの程度とする。
圧縮率	非圧縮～1／10程度	カメラが自動的に圧縮するため、特に数値を調整する必要はないが、写真を適当な方法で調整し、再保存する際圧縮率が増加しないように気をつけること。（再保存は非圧縮で保存すること）
保存形式	JPEGフォーマット	通常のデジタルカメラで標準的に利用される保存形式である。この形式以外で保存されるカメラの場合は、この形式に変換する必要がある。

工事写真は、デジタルカメラにより撮影したものを、そのまま納品することが原則であるが、暗所の撮影で不鮮明となる等やむを得ない場合は、監督職員との協議による。

参考：デジタルカメラの有効画素数と写真のファイル容量との関係

画像サイズ	有効画素数	モード	圧縮率	容量※1	備考
2400×1800	約400万	ファイン	1/5	1700KB	
		ノーマル	1/11	800KB	
1280×960	約130万	ファイン	1/4	600KB	
		ノーマル	1/8	300KB	◎
640×480	約30万	ファイン	1/4	160KB	

このデジタルカメラの場合は、◎の撮影モードを推奨する。
※1 容量とは、写真1枚あたりのデータ容量の目安である。
※2 モード、圧縮率はカメラにより異なる

1 適用

「浜松市建築工事電子納品写真作成要領」（以下、「本要領」という）は、浜松市が発注する建築、建築設備工事における写真等の原本を電子媒体で提出する場合の標準仕様を定めたものである。

2 工事写真の基準

建築工事写真については、**営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 各編（最新版）**に準拠して電子納品を行う。
土木形式（XML形式）での工事写真提出は原則認めないが、受発注者間の協議により、やむを得ないと判断されたものはこの限りではない。

3 工事写真の仕様

工事写真の標準的な仕様は次表による。

仕様項目	内容	備考
有効画素数	100～300万画素程度	不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。 ※スマートフォン及びデジタルカメラの通常撮影では、 所定の画素数を大幅に超えてしまうため、「適切なカメラアプリの使用」や「カメラ設定の変更」等により、所定の画素数となるよう調整して撮影すること。
画像サイズ	1280×960ピクセル～2000×1500ピクセル程度	カメラにより若干の違いがあるため、概ねこの程度とする。
圧縮率	非圧縮～1／10程度	カメラが自動的に圧縮するため、特に数値を調整する必要はないが、写真を適当な方法で調整し、再保存する際圧縮率が増加しないように気をつけること。（再保存は非圧縮で保存すること）
保存形式	JPEGフォーマット	通常のデジタルカメラで標準的に利用される保存形式である。この形式以外で保存されるカメラの場合は、この形式に変換する必要がある。

工事写真は、デジタルカメラにより撮影したものを、そのまま納品することが原則であるが、暗所の撮影で不鮮明となる等やむを得ない場合は、監督職員との協議による。

参考：デジタルカメラの有効画素数と写真のファイル容量との関係

画像サイズ	有効画素数	モード	圧縮率	容量※1	備考
2400×1800	約400万	ファイン	1/5	1700KB	
		ノーマル	1/11	800KB	
1280×960	約130万	ファイン	1/4	600KB	
		ノーマル	1/8	300KB	◎
640×480	約30万	ファイン	1/4	160KB	

このデジタルカメラの場合は、◎の撮影モードを推奨する。
※1 容量とは、写真1枚あたりのデータ容量の目安である。
※2 モード、圧縮率はカメラにより異なる

4 説明文、説明図ファイル

画像ファイルのみでは施工内容が不明確な場合は、説明文や説明図などをテキストファイル、ビットマップファイルに編集する。それらの仕様は次表による。

仕様項目	内容	説明
説明文	テキスト形式 (***.TXT)	説明ファイルは、写真名だけでは内容が不明確であるような場合添付すること。通常のワープロ等でも作成可能であるが、保存形式をテキスト形式とすること。 保存する際の文字コードはShift_JISとする。 記入内容及び形式については、監督員と協議して決定すること。（特に、画像編集ソフトを利用して作成した場合、記入内容が記入されているか確認、調整を行うこと）
説明図	最大1280 ピクセル × 960 ピクセル の BMP 形式	必要に応じて写真の撮影位置、撮影部分の断面等を示す図面を添付し、撮影写真との関係を図面に表現する。写真の撮影方向を示す図の場合、何枚かの写真に共通な説明図が必要となる場合があるが、その場合でも、それぞれの写真に同じ図を添付する。 非圧縮形式のファイルを標準とするため、必要以上に大きな画素数は使用しないこと。（特に、フルカラーで保存すると容量が巨大となるため原則として16色以下とすること）

工事写真、説明文及び説明図（以下、「工事写真等」という）は、拡張子の異なる同一のファイル名とし、同一フォルダに保存する。

＜例：〇〇〇という写真名である場合のファイル名＞

工事写真	〇〇〇.jpg
説明文	〇〇〇.txt
説明図	〇〇〇.bmp

工程を段階的に表現し適切な表示順序とするよう、ファイル名の設定方法には注意を払うこと。

(1) 撮影対象・撮影箇所

撮影対象・撮影箇所は、撮影の目的や工事内容に応じて監督職員と協議の上決定する。

(2) 撮影方法

工事写真撮影に当たっては、原則として次の項目のうち必要な事項を記載した黒板（白板）を文字が判読できるよう撮影対象とともに写し込むものとする。

- ① 工事名
- ② 工事種目
- ③ 撮影部位
- ④ 寸法、企画、表示マーク
- ⑤ 撮影時期

4 説明文、説明図ファイル

画像ファイルのみでは施工内容が不明確な場合は、説明文や説明図などをテキストファイル、ビットマップファイルに編集する。それらの仕様は次表による。

仕様項目	内容	説明
説明文	テキスト形式 (***.TXT)	説明ファイルは、写真名だけでは内容が不明確であるような場合添付すること。通常のワープロ等でも作成可能であるが、保存形式をテキスト形式とすること。 保存する際の文字コードはShift_JISとする。 記入内容及び形式については、監督員と協議して決定すること。（特に、画像編集ソフトを利用して作成した場合、記入内容が記入されているか確認、調整を行うこと）
説明図	最大1280 ピクセル × 960 ピクセル の BMP 形式	必要に応じて写真の撮影位置、撮影部分の断面等を示す図面を添付し、撮影写真との関係を図面に表現する。写真の撮影方向を示す図の場合、何枚かの写真に共通な説明図が必要となる場合があるが、その場合でも、それぞれの写真に同じ図を添付する。 非圧縮形式のファイルを標準とするため、必要以上に大きな画素数は使用しないこと。（特に、フルカラーで保存すると容量が巨大となるため原則として16色以下とすること）

工事写真、説明文及び説明図（以下、「工事写真等」という）は、拡張子の異なる同一のファイル名とし、同一フォルダに保存する。

＜例：〇〇〇という写真名である場合のファイル名＞

工事写真	〇〇〇.jpg
説明文	〇〇〇.txt
説明図	〇〇〇.bmp

工程を段階的に表現し適切な表示順序とするよう、ファイル名の設定方法には注意を払うこと。

(1) 撮影対象・撮影箇所

撮影対象・撮影箇所は、撮影の目的や工事内容に応じて監督職員と協議の上決定する。

(2) 撮影方法

工事写真撮影に当たっては、原則として次の項目のうち必要な事項を記載した黒板、白板又は電子黒板（以下、「黒板等」という）を文字が判読できるよう撮影対象とともに写し込むものとする。

- ① 工事名
- ② 工事種目
- ③ 撮影部位
- ④ 寸法、企画、表示マーク
- ⑤ 撮影時期
- ⑥ 施工状況

- ⑥ 施工状況
- ⑦ 立会者名、受注者名
- ⑧ その他

(3) 工事写真の編集等

工事写真の信憑性を考慮し、工事写真の編集は認めない。

(4) 工事写真の整理方法

黒板（白板）の判読が困難となる場合又は黒板（白板）を写し込まない場合は、必要事項を記入した説明文を添付する。

撮影箇所が分かりにくい場合には、撮影位置、平面図、構造図等の説明図を添付する。

(5) 使用文字

- ・使用できる半角文字は、JIS X 0201 で規定されている文字からカタカナ用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。
- ・使用できる全角文字は、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。

使用する文字は、半角英数字及び全角文字とする。半角カタカナ、機種依存文字（例：①、Ⅱ、㊦、№、kg、㎡、¥、地名や人名等の特殊漢字等）、利用者が独自に作成した外字等は、他の端末では表示できない場合もあるため使用しない。また、英数字も全角、半角を混在して使用すると検索する上で問題となるため、英数字は半角文字で統一する。

テキストファイルを保存する際の文字コードは Shift_JIS とする。

ファイル名、フォルダ名の文字数は、電子媒体のフォーマットに起因する制限に従うこととする。

(6) ウィルスチェック

受注者は、電子媒体提出前にウイルスチェックを行うこと。ウイルス対策ソフトは特に指定しない。最新のウイルスも検出できるようにウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。

5 フォルダ構成

フォルダ作成にあたっては、営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編・建築設備編に示されるフォルダ構成例を参考にする。

- ⑦ 立会者名、受注者名
- ⑧ その他

(3) 工事写真の編集等

工事写真の信憑性を考慮し、工事写真の編集は認めない。

(4) 工事写真の整理方法

黒板等の判読が困難となる場合又は黒板等を写し込まない場合は、必要事項を記入した説明文を添付する。

撮影箇所が分かりにくい場合には、撮影位置、平面図、構造図等の説明図を添付する。

(5) 使用文字

- ・使用できる半角文字は、JIS X 0201 で規定されている文字からカタカナ用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。
- ・使用できる全角文字は、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。

使用する文字は、半角英数字及び全角文字とする。半角カタカナ、機種依存文字（例：①、Ⅱ、㊦、№、kg、㎡、¥、地名や人名等の特殊漢字等）、利用者が独自に作成した外字等は、他の端末では表示できない場合もあるため使用しない。また、英数字も全角、半角を混在して使用すると検索する上で問題となるため、英数字は半角文字で統一する。

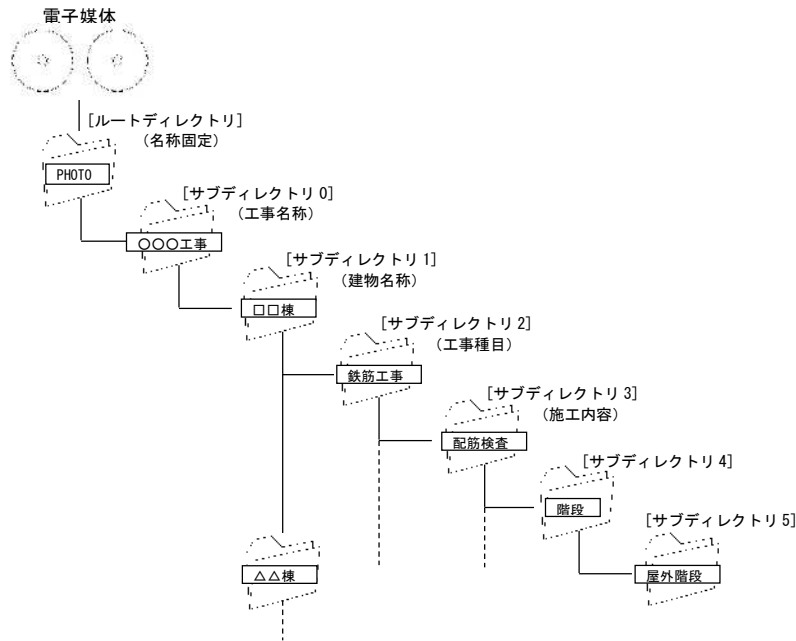
テキストファイルを保存する際の文字コードは Shift_JIS とする。

ファイル名、フォルダ名の文字数は、電子媒体のフォーマットに起因する制限に従うこととする。

5 フォルダ構成

フォルダ作成にあたっては、[営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック各編（最新版）](#)に示されるフォルダ構成例を参考にする。

＜例：提出写真データフォルダ構成＞



6 工事写真整理ソフト等の利用について

説明文、説明図ファイルの作成、フォルダの構成等工事写真の整理については、PCの基本機能による作成が可能であるが専用のソフトウェアを用いることにより作業が容易となる場合がある。

ソフトウェアは営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編・建築設備編に対応しているものが望ましい。

工事写真整理ソフトの利用は、受注者の判断とする。

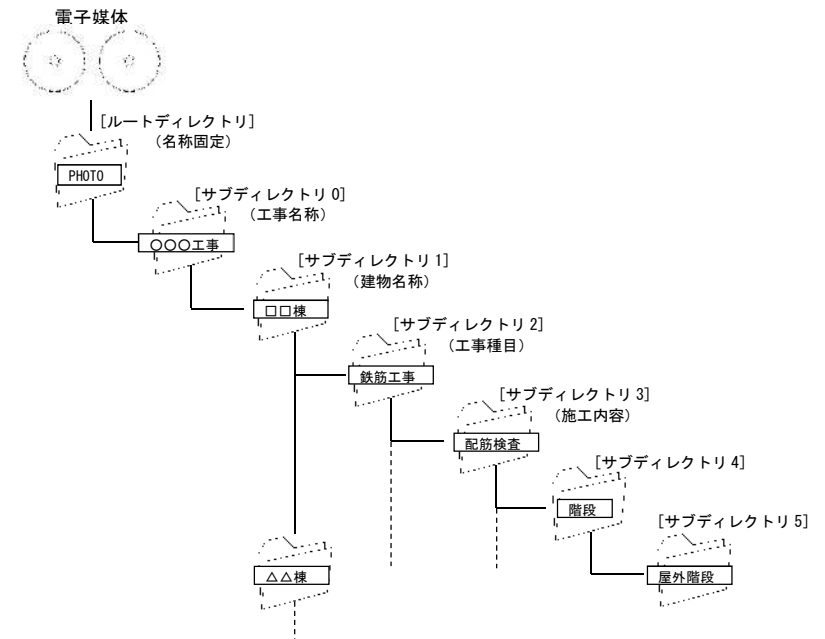
※工事写真整理ソフトを利用した場合、説明文テキストファイルや説明図ファイルに意図した内容が記入されていることを確認すること。

※ソフト紹介のページ（JACIC 中部地方センターホームページ）

<http://www.jacic.or.jp/locality/chuubu/cals/shien.htm>

注）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築編・建築設備編」に対応しているものを選定すること。

＜例：提出写真データフォルダ構成＞



6 工事写真整理ソフト等の利用について

説明文、説明図ファイルの作成、フォルダの構成等工事写真の整理については、PCの基本機能による作成が可能であるが専用のソフトウェアを用いることにより作業が容易となる場合がある。

ソフトウェアは営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 各編(最新版)に対応しているものが望ましい。

工事写真整理ソフトの利用は、受注者の判断とする。

※工事写真整理ソフトを利用した場合、説明文テキストファイルや説明図ファイルに意図した内容が記入されていることを確認すること。

資料 浜松市建築工事電子納品写真作成要領改定経緯

平成 25 年 6 月	作成要領(案)として制定
平成 26 年 5 月	一部項目の修正
平成 28 年 4 月	一部項目の修正
平成 29 年 4 月	一部項目の修正
平成 30 年 6 月	電子納品の全面実施に併せ内容を修正

資料 浜松市建築工事電子納品写真作成要領改定経緯

平成 25 年 6 月	作成要領(案)として制定
平成 26 年 5 月	一部項目の修正
平成 28 年 4 月	一部項目の修正
平成 29 年 4 月	一部項目の修正
平成 30 年 6 月	電子納品の全面実施に併せ内容を修正
令和 6 年 9 月	「浜松市建築工事電子納品運用の手引き」の改定に併せ内容を修正